○高森町結婚新生活支援補助金交付要綱

平成３０年４月１日

告示第３７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、高森町補助金等交付規則（平成１７年高森町規則第２３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　当該年の１月１日から翌年３月末日の間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し受理された本補助金の交付を受けていない夫婦をいう。

(2)　住居費　対象期間に結婚を機に高森町内（以下「町内」という。）で新たに住宅を取得（契約書を交わさない売買及び工事請負並びに贈与及び相続によるものを除く。）し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料、住宅リフォーム費を合計した額（公的制度による家賃補助を受けている場合は当該家賃補助に相当する額を、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当に相当する額を除く。また、住宅リフォーム費にあっては、外構工事に係る費用、家具及び家電等の購入・設置に係る費用については除く。）をいう。

(3)　引越費用　対象期間に婚姻を機に町内に引っ越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

（助成対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)　所得証明書（４月から６月にあっては前々年分、７月から翌年３月にあっては前年分）をもとに、夫婦の所得を合算した額が５００万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

(ア)　貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(2)　申請日において、新婚夫婦の双方の年齢が３９歳以下であること。

(3)　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(4)　過去にこの補助金に基づく助成を受けたことがないこと。

(5)　町税等の滞納がないこと。

(6)　補助の対象となる住居が町内にあり、申請時点において夫婦の双方が当該住居に居住し、住民登録を行っていること。

(7)　前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、次条第１項に定められた補助上限額に交付を受けた補助金が、次条第１項に定められた補助上限額に達しなかった世帯。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、１世帯当たり２９歳以下の夫婦は６０万円、３９歳以下の夫婦は３０万円を上限とする。

２　前項に規定する助成金の額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３　補助の対象となる期間は、当該年度の４月１日から翌年３月３１日までとする。

４　前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高森町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

(2)　世帯全員の住民票

(3)　夫婦の前年の所得が分かる書類（所得証明書等）

(4)　貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当の場合）（様式第２号）

(5)　住宅の購入又は住宅リフォームに要した費用が分かる書類（住居費における購入又は住宅リフォームの場合）

(6)　住宅の賃貸借に要した費用がわかる書類（住居費における賃貸借の場合）

(7)　住宅手当支給証明書（様式第３号）（住居費における賃貸借の場合）

(8)　引越しに要した費用が分かる書類（引越費用）（様式第４号）

(9)　町税等の滞納がないことを証する書類（様式第５号）

(10)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、高森町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第６号）により、助成することが適当でないと認めるときは高森町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第６条　前条第２項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに高森町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第８号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更の内容が適当であると認めるときは、高森町結婚新生活支援補助金変更交付承認通知書（様式第９号）により、当該変更の内容が適当でないと認めるときは高森町結婚新生活支援補助金変更交付不承認通知書（様式第１０号）により、により助成対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　助成対象者は、第５条第２項又は前条第２項の既定により補助金の交付決定又は変更交付承認の通知を受けた場合は、速やかに高森町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第１１号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3)　この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第９条　助成対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第１０条　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２　助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。